

復興整備計画

大熊町・福島県

平成26年10月 9日

1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）

大熊町の全域（別添の復興整備事業総括図のとおり。）

2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）

- ① おおくまからの魅力ある発信、復興を担うまちづくりを目指す。
役場機能を大川原地区復興拠点内に置き、原子力災害被災地における復興・再生、また、新たな技術・産業の創出など、新しい大熊町を構築する過程を国内外に発信すると共に、離ればなれになっている町民へアナウンスし、帰町を目指す。
- ② 帰町を望む町民の住環境整備を図る。
現在、大熊町においては、町内全域に避難指示が出されており、全町民が町外に避難している状況にある。その中で、除染が終了した居住制限区域に居住希望者のための復興公営住宅等を整備し、帰町への道筋を示していく。
- ③ 自然と調和したスマートシティを目指す。
町内復興拠点整備に伴い、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利活用や最先端技術農業施設などを積極的に導入し、環境にやさしい持続して発展可能なスマートシティを目指す。
- ④ 人と人とのつながりを重視し、誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりを目指す。
放射線監視の体制を構築すると共に、住民の健康管理を万全にサポートする体制も併せて整備し、地域コミュニティを再構築する。
- ⑤ 除染・廃炉関連技術の研究開発機関を誘致し、次世代技術・産業を育むまちを目指す。
地震、津波、原発事故からの復興・再生を目指し、除染・廃炉作業の最前線として、それら作業を支える研究開発拠点を整備する。
国の関係機関において、大熊町への放射性物質の分析、研究施設の設置を決定したため、それらの施設を支援するための宿泊施設等の関連施設の誘致を行う。

【復興整備計画目標】

- I 大熊町の南西に位置する大川原地区を先行復興ゾーンとして整備（平成26年～平成30年）
- II 大熊町の中心部下野上地区（大野駅周辺）を第二の復興拠点として複合開発整備（平成30年～平成35年）
- III 第二の復興拠点区域である下野上地区（大野駅周辺）に居住ゾーン・事業所ゾーンを整備（平成35年～平成40年）
- IV 各地区共に大熊町の発展のために継続開発整備（平成40年～平成45年）

3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）

(1) 復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故から3年以上が経過したが、大熊町における放射線量は、除染効果と合わせ相当期間の自然減衰を経ても帰還の判断をするには至らない地域があると見込まれる。一方で、時間の経過とともに確実に低減が見込まれる地域については、徐々に復興・再生への事業推進を図る。

大熊町内を「居住ゾーン」「事業所ゾーン」「自然保全ゾーン」「先行復興ゾーン」の大きく4つのゾーンに設定し、大川原地区と下野上地区の農地に「復興拠点」を整備する。

大熊町の地理的中心である大野駅周辺地区については、国に対して集中除染を要望していく。

また、居住ゾーンと先行復興ゾーンには、国の施策などによって居住していた土地が失われる町民向けの住環境も整備する。

（別添の土地利用構想図（町全体）参照）

(2) 土地の用途の概要（別添の土地利用構想図（町全体）及び復興整備事業総括図参照）

① 居住ゾーン

農村集落や農地等の既存の土地利用を基本としながら、今後の町民の帰還に向け、必要に応じてその一部において住宅地等の整備を予定していく地域。

② 事業所ゾーン

JR大野駅周辺地区は町の地理的中心であり、公共施設や医療施設などが立地している地域。集中除染の要望を継続し、既存施設等の復旧、再開を目指すと共に町の第二の復興拠点区域として整備。

③ 自然保全ゾーン

高線量区域のため現段階においては自然減衰等の経過を監視しつつ、検討を継続していく地域。

④ 先行復興ゾーン

大熊町の南西に位置する大川原地区は、町内でも比較的線量が低く、復興・再生に向けたインフラ整備等の検討や着手が可能な地域。帰還を望む町民の居住地として整備を進めると共に、復興・再生に係る事業等の拠点や研究開発拠点として、国・県や民間企業等と共に開発。また、内外の交流拠点としての機能も有する地域。

- ・大熊町まちづくりビジョンで示した大熊町復興拠点（大川原地区）については、町全体の復興の加速を図るための最初のフィールドとして開発を行う。

- ・大川原地区のB-1地区約3.3haに、太陽光発電設備の設置のための用地の確保を行う。

また、太陽光発電の売電による収益の一部については、町内農産物の試験栽培に係る費用や大熊町農業復興組合の運営費等に充当するなど町内の農地の保全に活用。

※上記以外の地域についても、町の復旧、復興の状況を確認しつつ検討を継続していく。

(3) 復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり）

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1) 市街地開発事業		

(2) 土地改良事業		
(3) 復興一体事業		
(4) 集団移転促進事業		
(5) 住宅地区改良事業		
(6) 都市施設の整備に関する事業		
(7) 津波防護施設の整備に関する事業		
(8) 漁港漁場整備事業		
(9) 保安施設事業		
(10) 液状化対策事業		
(11) 造成宅地滑動崩落対策事業		
(12) 地籍調査事業		

(13) その他施設の整備に関する事業	B-1地区	事業名称：大熊町復興拠点整備事業（太陽光発電用地確保事業） 事業主体：大熊町 実施区域：別紙の復興整備計画総括図のとおり。 実施予定期間：平成26年度～平成27年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）		
平成26年度～平成27年度		
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）		

4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）							
整理 番号	事業区分	図 記 面 号	変更等する土地利用基本計画等	変更等 の 別	変更等する部分の 面積(ha)		備 考
					拡 大	縮 小	
1			
2			
3			

- (注) 1 本様式は、法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
- 2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
- 3 「農地法（大臣許可）」は、上段には法第 49 条第 1 項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第 50 条第 1 項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をするとともに、併せて農林水産大臣が定める書類（様式第 9）を添付する。なお、法第 46 条第 1 項第 1 号の地域をその区域とする被災関連市町村等においては、当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、様式第 9 を農林水産大臣に提出する。

様式第 8 法第49条第 1 項及び第 4 項第 4 号・第 5 号関係（農地転用の許可・農用地区域内の開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

現状では、放射線量の問題から、住民も決められた期間、時間でしか町に戻れない状態にあるため、田畑に関しても、水路、土手等の補修が出来ない状況にある。また、土壌汚染された土地では作付が制限されており農地の荒廃が懸念されることから、農地復興のため、県補助金（営農再開支援事業）を活用し、大熊町農業復興組合に農地の保全管理を委託する予定である。

なお、今後町は、復興に資する事業として、大川原地区の農地において、住民が待ち望んでいる復興拠点の設置、住環境整備、企業誘致（植物工場等）、再生可能エネルギー（メガソーラー）等の導入に取り組み、町づくりの急務化を図る。

長い時間はかかるが、農地で作物栽培が出来るようになるまでは、復興拠点以外の農地については、保全管理に努めることとし、今後の農業の在り方を検討していく。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・震災及び原子力災害の影響により避難からすぐに帰還しない農業者が想定されることから、他地域での農業再開に向けては県補助などを活用し、継続的支援を行う。
- ・各地区の生産組合等の維持及び情報の提供を行う。
- ・営農再開が厳しいため、栽培技術の提供の斡旋を行う。（技術指導）
- ・ソーラー発電、バイオ発電、植物工場等を誘致し、農地再生が可能になるまでの間、地域の雇用創出（農業技術の継承維持）やコミュニティの再建、農村地域の将来にわたる経済復興の支援を図る。

(注) (1) 「① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針」は、農業の復興と生産性の高い営農を実現するため、どのような地域農業を目指していくのか等の基本的な方針を明確に記載する。

(2) 「② 農業関係施策の推進に関する方針」は、復興整備計画の区域全体の農業生産基盤整備等の施策の実施方針を記載する。

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- ・避難からすぐに帰還しない農業者や放射性物質の影響により耕作を見合わせる農地が多くなることが想定されることから、大熊町農業復興組合を設立し、農地の保全管理に努る。
- ・津波被災者の集団移転や帰還困難区域からの移転先の住宅用地等への農地転用は、地域コミュニティの維持とコンパクトなまちづくりを行うために必要最小限度とする。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

・大川原地区の農地では、復興拠点の整備や植物工場の誘致、太陽光発電事業の実施等の土地利用を行う一方、その他の地区の農地は、町の復旧・復興に向けた各種計画と整合を図りながら、農地の保全管理に努めるとともに、収益性の高い農作物のための施設の導入等の農業上の土地利用を検討していく。

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

- (注) (1) 1の②の施策を推進するために必要な「農地の確保の方針」は、市町村全体における農業の健全な発展に向けた農地の確保の取り組みについて記載する。
- (2) 「農地の利用の方針」は、農業・農村の復興マスタープラン及び復興関連施策の事業計画・工程表等を踏まえ、被災農地の復旧・復興による農地の利用の方針及び住宅地等の移転跡地の農業利用の方針等について記載する。

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面記号	地区名	復興整備事業の種類	土地の主な用途の種類	面積	うち	うち	うち	事業主体	施行予定年度	予定人口（世帯数）の規模等	土地利用区分	移転元との関連
					農地面積	農振地域面積	農用地区域面積					
B-1	大川原地区	その他施設の整備に係る事業	太陽光発電施設	3.3ha	3.3ha	3.3ha	3.3ha	大熊町	26年度～27年度	—	非線引き都市計画区域の用途地域外	
計				3.3ha	3.3ha	3.3ha	3.3ha			—		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用地区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： 大川原地区 B-1 地区大熊町復興拠点整備事業(太陽光発電用地確保事業)

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
圃場整備 事業位置 図 B-1地区	団体営圃 場整備事 業	大川原地区	大熊町土 地改良区	23.6ha	S55～ 58	3.3ha	完了	補助	<p>現在の熊町は中屋敷地区が避難指示解除準備区域、大川原地区が居住制限区域、その他町内の大部分が帰還困難区域に設定されており、当該事業受益地以外に必要な面積を確保出来る土地が無い状況にある。</p> <p>当該地を、太陽光発電事業により事業区域から除外することについては、大熊町土地改良区及び大熊町農業委員会と調整済である。</p> <p>また、用水路を廃止することによる影響が及ぶ農地には、原因者が付け替えを行い機能維持することで大熊町土地改良区と調整済である。</p>
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>雨水排水は、地区外の農業用排水路を経由して2級河川大川原川に放流されるため、周辺農地での営農に支障は生じない。農業用排水路の使用については、大熊町土地改良区と調整済である。</p>									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>他の復興整備事業の進捗状況を踏まえながら、農地利用計画等の変更を行なう予定である。</p>									